

カレコ・カーシェアリングクラブ会員規約 新旧対比表

条項	区分	変更前	変更後
第1条	(定義)	<p>以下の各号の用語は当該各号の意義を有します。</p> <p>(1) 「本サービス」とは、本規約および貸渡約款ならびに本条第12項の定める利用規則の定めるところにより、当社所定の保管場所（ステーション）に保管されているシェアカーを会員に貸渡し、会員がこれを借り受けるシステムをいいます。</p> <p>(2) 「会員」とは、本規約を承認の上、本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認したお客様をいいます。</p> <p>(3) 「会員契約」とは、本規約に定めるところに従い、当社と会員との間に成立する本サービス利用に関する契約をいいます。</p> <p>(4) 「シェアカー」とは、本サービスの提供にあたり、当社から会員に対し貸し渡されるカーシェアリング用の車両をいいます。</p> <p>(5) 「貸渡約款」とは、シェアカーの貸渡に関し、当社と会員との間に成立するカレコ・カーシェアリング貸渡契約に適用される契約条件等を定める当社の約款をいいます。</p> <p>(6) 「登録運転者」とは、第5条に従い、会員がシェアカーの利用者として当社に届け出て、当社の承認を得た者（会員自身を含む）をいいます。</p> <p>(7) 「登録運転者ID」とは、この規約により当社が発行する登録運転者毎のID番号をいいます。</p> <p>(8) 「入会金」とは、会員が入会に際し当社に支払う金員をいいます。</p> <p>(9) 「固定料金」とは、月会費または年会費のいずれかをいいます。</p> <p>(10) 「利用料金」とは、登録運転者のシェアカー利用に応じて生じる時間料金、バック料金、距離料金、定額（サブスクリプション）料金をいいます。</p> <p>(11) 「その他費用」とは、入会金、固定料金、利用料金以外に会員規約、貸渡約款、利用規則で定められた費用をいいます。</p> <p>(12) 「利用規則」とは、「料金表」およびホームページに定められた利用上のルールをいいます。</p> <p>(13) 「運転免許証」とはシェアカーを利用するために必要な免許証のことをいいます。</p>	<p>以下の各号の用語は当該各号の意義を有します。</p> <p>(1) 「本サービス」とは、本規約および貸渡約款ならびに本条第12項の定める利用規則の定めるところにより、当社所定の保管場所（ステーション）に保管されているシェアカーを会員に貸渡し、会員がこれを借り受けるシステムをいいます。</p> <p>(2) 「会員」とは、本規約を承認の上、本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認したお客様をいいます。</p> <p>(3) 「会員契約」とは、本規約に定めるところに従い、当社と会員との間に成立する本サービス利用に関する契約をいいます。</p> <p>(4) 「シェアカー」とは、本サービスの提供にあたり、当社から会員に対し貸し渡されるカーシェアリング用の車両をいいます。</p> <p>(5) 「貸渡約款」とは、シェアカーの貸渡に関し、当社と会員との間に成立するカレコ・カーシェアリング貸渡契約に適用される契約条件等を定める当社の約款をいいます。</p> <p>(6) 「登録運転者」とは、第5条に従い、会員がシェアカーの利用者として当社に届け出て、当社の承認を得た者（会員自身を含む）をいいます。</p> <p>(7) 「登録運転者ID」とは、この規約により当社が発行する登録運転者毎のID番号をいいます。</p> <p>(8) 「入会金」とは、会員が入会に際し当社に支払う「料金表」に定められた金員をいいます。</p> <p>(9) 「固定料金」とは、「料金表」に定められた月会費または年会費のいずれかをいいます。</p> <p>(10) 「利用料金」とは、登録運転者の本サービスの利用に応じて生じる時間料金・バック料金・距離料金・定額（サブスクリプション）料金をいいます。</p> <p>(11) 「その他費用」とは、入会金・固定料金・利用料金以外のオプション加入料金、キャンセル料金および会員規約・貸渡約款・利用規則で定められた費用、その他会員が当社に支払うべき一切の債務をいいます。</p> <p>(12) 「利用規則」とは、「料金表」およびホームページに定められた利用上のルール」および「サポート体制と営業補償およびその他費用について」の記載内容をいいます。</p> <p>(13) 「運転免許証」とはシェアカーを利用するために必要な免許証のことをいいます。</p>
第3条	（入会資格） （入会・サービス利用資格）	<p>会員は、個人、法人のいずれも申込みことができます。なお、入会申込者が以下のいずれかに該当する場合には、会員となつていただくことはできません。</p> <p>(1) 個人会員において、シェアカーの運転に必要な運転免許証を有していない、また運転免許証を取得した日から1年を経過していない場合であるとき。</p> <p>(2) 退会日から1年を経過していないとき。</p> <p>(3) 未成年の個人会員について、親権者の同意が得られないとき。</p> <p>(4) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。</p> <p>(5) 個人会員において、入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届け出たクレジットカードが本人名義のものではないとき、クレジットカードにより無効扱いとされているとき、当該クレジットカードの利用が停止されているとき（利用限度額の超過を含むがこれに限らない。）、当社が承認したクレジットカードのものでないとき、またはデビットカード等でクレジットカードでないものであるとき。</p> <p>(6) 本規約または貸渡約款、その他当社との契約に違反したことがあるとき。</p> <p>(7) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれに準ずる構成員（以下「反社会的勢力」という。）であるとき。</p> <p>(8) 法人会員において自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）、または従業員が反社会的勢力であるとき。</p> <p>(9) その他当社が会員として不適格と判断したとき。</p>	<p>会員は、個人、法人のいずれも申込みことができます。なお、入会申込者が以下のいずれかに該当する場合には、会員となつていただくことはできません。</p> <p>(1) 個人会員において、シェアカーの運転に必要な運転免許証を有していない、また運転免許証を取得した日から1年を経過していない場合であるとき。</p> <p>(2) 退会日から1年を経過していないとき。</p> <p>(3) 未成年の個人会員について、親権者の同意が得られないとき。</p> <p>(4) 入会申込の際の申告事項に、虚偽あるいは誤りのある内容、または漏れがあったとき。</p> <p>(5) 個人会員において入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届け出たクレジットカードが本人名義のものではないとき、法人会員において入会申し込みの際に決済手段として届け出た代表名義のコーポレートカード・ビジネスカードが代表者本人名義のものではないとき、クレジットカードにより無効扱いとされているとき、当該クレジットカードの利用が停止されているとき（利用限度額の超過を含むがこれに限らない。）、当社が承認したクレジットカードのものでないとき、またはデビットカード等でクレジットカードでないものであるとき。</p> <p>(6) 本規約または貸渡約款、その他当社との契約に違反したことがあるとき。</p> <p>(7) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれに準ずる構成員（以下「反社会的勢力」という。）であるとき。</p> <p>(8) 法人会員において自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）、または従業員が反社会的勢力であるとき。</p> <p>(9) その他当社が会員として不適格と判断したとき。</p>
第4条	(入会の承認)	<p>1. 本サービス利用に係る入会希望者は、本規約および貸渡約款ならびに利用規則を承認の上、当社所定の「入会申込書」および当社が定める必要書類を当社に提出して会員契約の申込を行うものとし、当社は所定の審査を行い、入会を承認した場合に会員IDを発行し、これをもって本サービスへの入会が完了します。</p> <p>2. 当社は、レンタカーに関する基本通達（国自旅286号平成18年3月30日）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）に運転者の氏名、住所、運転免許の種類ならびに運転免許証の番号を記載する義務、もしくは運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、会員契約の際に、会員および登録運転者全員について、運転免許証とその他に身元を証明する書類の提示、それら書類の謄写の承諾を求めます。会員はこれを承諾し、当社の請求に従い提示することとします。なお、登録運転者の承諾については会員の責任において取り付けるものとします。また、これらに変更があった場合も同様とし、会員はその都度当社に通知するものとします。</p> <p>3. 会員契約を締結して会員となつたお客様は、会員契約の有効期間中、別に定める貸渡約款により、シェアカーを借り受ける権利を有するものとします。</p>	<p>1. 本サービス利用に係る入会希望者は、本規約および貸渡約款、別途定める「三井不動産リアルティグループの個人情報保護指針」および「カレコ・カーシェアリングクラブ個人情報の取扱いについて」、ならびに利用規則を承認の上、当社所定の「入会申込書」および当社が定める必要書類を当社に提出して会員契約を申し込み方法、または当社の申込システムサイトに所定の事項を入力して会員契約の申込みを行うものとし、当社は所定の審査を行い、入会を承認した場合に会員IDを発行し、これをもって本サービスへの入会が完了します。</p> <p>2. 当社は、レンタカーに関する基本通達（国自旅第48号令和元年7月1日）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）に運転者の氏名、住所、運転免許の種類ならびに運転免許証の番号を記載する義務、もしくは運転者の運転免許証の写しを添付する義務、貸渡簿（貸渡原票）を少なくとも2年間以上保持する義務があるため、会員契約の際に、会員および登録運転者全員について、運転免許証とその他に身元を証明する書類の提示（申込システムサイトにおいては、入会申込者の運転免許証、その他身元を確認する書類の電磁的方法による送信を含みます）、それら書類の謄写の承諾を求めます。会員はこれを承諾し、当社の請求に従い提示することとします。なお、登録運転者の承諾については会員の責任において取り付けるものとします。また、これらに変更があった場合も同様とし、会員はその都度当社に通知するものとします。</p> <p>3. 会員契約を締結して会員となつたお客様は、会員契約の有効期間中、別に定める貸渡約款により、シェアカーを借り受ける権利を有するものとします。</p>
第5条	(登録運転者の登録)	<p>1. 会員は、シェアカーを利用する者（会員自身を含む。）を登録運転者として当社に届け出て、当社の承認を得た上でこの登録運転者にシェアカーを利用させることができます。この登録運転者についても、第3条第5号を除いて、第3条各号の会員の入会資格の規定を準用するものとします。</p> <p>2. 前項の届出は、会員が当社所定の申込書に登録運転者の氏名、住所、携帯メールアドレス、携帯電話番号、その他所定の事項を記入し届け出るものとし、当社はこの届け出を受けて所定の審査を行い、これを承認した場合に、会員に対し登録運転者数に応じた登録運転者IDを発行します。登録運転者IDの発行は運転免許証を取得してから1年を経過している登録運転者1名に対して1IDに限りです。</p> <p>3. 会員は、当社からの請求がある場合、自己の責任により、直ちに登録運転者の運転免許証等の提示に応じるものとします。</p> <p>4. 会員は、登録運転者に関して当社に届け出た事項またはその運転免許証の内容等に変更が生じた場合は、直ちに当社に届け出るものとします。</p> <p>5. 会員は、前各号の登録運転者の届出、変更に際しては、当該登録運転者の個人情報当社に通知されることにつき、あらかじめ会員の責任において、当該登録運転者の承諾を得ておくものとします。</p> <p>6. 会員は、会員規約および貸渡約款ならびに利用規則に定めるシェアカーの利用者としての義務について、登録運転者をして遵守せしめるとともに、登録運転者が行った一切の行為について責任を負うものとします。</p>	<p>1. 会員は、シェアカーを利用する者（会員自身を含む。）を登録運転者として当社に届け出て、当社の承認を得た上でこの登録運転者にシェアカーを利用させることができます。この登録運転者についても、第3条第5号を除いて、第3条各号の会員の入会・サービス利用資格の規定を準用するものとします。</p> <p>2. 前項の届出は、会員が当社所定の「申込書」および当社が定める必要書類を当社に提出して申し込み方法、または当社の申込システムサイトに所定の事項を入力して申込みを行うものとし、当社は所定の審査を行い、これを承認した場合に、会員に対し登録運転者数に応じた登録運転者IDを発行します。登録運転者IDの発行は運転免許証を取得してから1年を経過している登録運転者1名に対して1IDに限りです。</p> <p>3. 登録運転者IDは、個人会員ID、法人会員IDそれぞれで発行することができます。</p> <p>3-4. 会員は、当社からの請求がある場合、自己の責任により、直ちに登録運転者の運転免許証等の提示に応じるものとします。</p> <p>4-5. 会員は、登録運転者に関して当社に届け出た事項またはその運転免許証の内容等に変更が生じた場合は、直ちに当社に届け出るものとします。</p> <p>5-6. 会員は、前各号の登録運転者の届出、変更に際しては、当該登録運転者の個人情報当社に通知されることにつき、あらかじめ会員の責任において、当該登録運転者の承諾を得ておくものとします。なお、登録運転者は、会員を経由して自らの運転免許証を当社に届出することで、上記の承認を行ったものとします。</p> <p>6-7. 会員は、会員規約および貸渡約款ならびに利用規則に定めるシェアカーの利用者としての義務について、登録運転者をして遵守せしめるとともに、登録運転者が行った一切の行為について責任を負うものとします。</p>
第6条	(会員ID・登録運転者IDに関する承認事項)	<p>1. 会員は以下の事項を確認し、承認します。</p> <p>(1) 会員IDおよび登録運転者IDならびにそのパスワードを善良な管理者の注意義務をもって管理・使用するものとし、第三者に使用させたり、貸与等を行ってはならないものとします。</p> <p>(2) 会員IDおよび登録運転者IDならびにそのパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合は、直ちに当社にその旨を届け出るものとします。会員が当該届出を怠りまたは遅延したことにより生じた損害は、会員の負担となります。</p> <p>(3) 登録運転者IDを利用した本サービスの利用は当該登録運転者に限ります。</p> <p>(4) 本サービスの利用、当社への照会および各種手続きにおいて、当社は会員または登録運転者本人であることを確認させていただくことがあります。この場合、会員は自らこれに協力するとともに、必要がある場合、登録運転者をしてこれに協力させるものとします。</p> <p>(5) 本サービスに関する会員および登録運転者への連絡等は、当社のホームページに掲載し、または会員が当社に届出した住所、電話番号、電子メールアドレスに対して行われます。</p> <p>(6) 当社が届出の住所に宛てて郵便にて発送した場合、通常到達すべき時期に到達したものとみなします。</p> <p>2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合は、当該会員または登録運転者の承認を得ることなく、付与したIDの使用を停止することがあります。</p> <p>(1) 電話、電子メール等の手段で会員または登録運転者に連絡できない場合</p> <p>(2) 第三者によりIDが不正に使用されている場合、またはその恐れがあると当社が判断した場合</p> <p>(3) その他当社が緊急性を認めた場合</p> <p>前項に基づく措置により当該会員または登録運転者が損害を被つたとしても、当社は何らの責任を負わないものとします。</p>	<p>1. 会員は以下の事項を確認し、承認します。</p> <p>(1) 会員IDおよび登録運転者IDならびにそのパスワードを善良な管理者の注意義務をもって管理・使用するものとし、第三者に使用させたり、貸与等を行ってはならないものとします。</p> <p>(2) 会員IDおよび登録運転者IDならびにそのパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合は、直ちに当社にその旨を届け出るものとします。会員が当該届出を怠りまたは遅延したことにより生じた損害は、会員の負担となります。</p> <p>(3) 登録運転者IDを利用した本サービスの利用は当該登録運転者に限ります。</p> <p>(4) 本サービスの利用、当社への照会および各種手続きにおいて、当社は会員または登録運転者本人であることを確認させていただくことがあります。この場合、会員は自らこれに協力するとともに、必要がある場合、登録運転者をしてこれに協力させるものとします。</p> <p>(5) 本サービスに関する会員および登録運転者への連絡等は、当社のホームページに掲載し、または会員が当社に届出した住所、電話番号、電子メールアドレスに対して行われます。</p> <p>(6) 当社が届出の住所に宛てて郵便にて発送した場合、通常到達すべき時期に到達したものとみなします。</p> <p>2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合は、当該会員または登録運転者の承認を得ることなく、付与したID+IDの使用を停止することがあります。</p> <p>(1) 電話、電子メール等の手段で会員または登録運転者に連絡できない場合</p> <p>(2) 当社からの連絡を拒否した場合</p> <p>(3) 死亡または行方不明となった場合</p> <p>(24) 第三者によりID+IDが不正に使用されている場合、またはその恐れがあると当社が判断した場合</p> <p>(35) 第12条記載の事案に該当した場合</p> <p>前項に基づく措置により当該会員または登録運転者が損害を被つたとしても、当社は何らの責任を負わないものとします。</p>

第7条	(登録運転者用ICカード)	<p>1. 当社は、会員からの請求があった場合、シェアカーの貸渡時に登録運転者の本人確認および開錠に利用できるFELICA対応の登録運転者用ICカードを貸与するものとします。その場合、会員は登録運転者用ICカードの貸与に要する費用として、料金表に定める金額を当社に対して支払うものとします。</p> <p>2. 会員は、当社が特に認めた場合、登録運転者が所持するFELICA対応のICカード・携帯端末等を前項に定める登録運転者用ICカードとして利用することができます。その場合、登録運転者所有のICカード・携帯端末等の情報を当社所定のシステムに登録する必要があります。会員もしくは登録運転者は当社から指定された方法に従い当該情報の登録を行うものとします。また、会員はICカード情報の登録に要する費用として、料金表に定める金額を当社に対して支払うものとします。</p> <p>3. 会員は、当社から貸与もしくは利用の許可を受けた登録運転者用ICカードを善良な管理者の注意義務をもって、使用・保管するものとします。登録運転者用ICカードを第三者に使用させたり、複製したりしないものとします。</p> <p>4. 理由の如何を問わず、会員がその会員資格を失ったとき、または登録運転者の登録が取り消されたとき、または本サービスの提供が中止または終了したときは、当社は、第1項および第2項に定める登録運転者用ICカードの利用に必要な登録情報を消去するものとします。会員は、第1項に定める登録運転者用ICカードの貸与を受けている場合には、当社からの指示に従い、これを裁断の上廃棄するものとします。ただし、当社が会員に対し当該登録運転者用ICカードの返還を求めたときは、会員はこれに従い直ちに貸与を受けた登録運転者用ICカードを返還するものとします。</p> <p>5. 登録運転者用ICカード（第2項に基づき登録を受けた他のICカード・携帯端末等を含む。）の紛失、盗難、滅失または破損・性能不良の場合、会員は速やかにその旨を当社へ届け出るものとします。会員が当該届出を怠りまたは遅延したことにより生じた損害（他人による不正使用によるものを含む。）は、会員の負担となります。</p> <p>6. 会員は登録運転者用ICカードの再交付もしくは再登録に要する費用相当額として、料金表に定める金額を当社に対して支払うものとします。</p>	<p>1. 当社は、会員からの請求があった場合、シェアカーの貸渡時に登録運転者の本人確認および開錠に利用できるFELICA対応の登録運転者用ICカードを貸与するものとします。その場合、会員は登録運転者用ICカードの貸与に要する費用として、料金表に定める金額登録手数料を当社に対して支払うものとします。</p> <p>2. 会員は、当社が特に認めた場合、登録運転者が所持するFELICA対応のICカード・携帯端末等を前項に定める登録運転者用ICカードとして利用することができます。その場合、登録運転者所有のICカード・携帯端末等の情報を当社所定のシステムに登録する必要があります。会員もしくは登録運転者は当社から指定された方法に従い当該情報の登録を行うものとします。また、会員はICカード情報の登録に要する費用として、料金表に定める金額を当社に対して支払うものとします。</p> <p>3. 会員は、当社から貸与もしくは利用の許可を受けた登録運転者用ICカードを善良な管理者の注意義務をもって、使用・保管するものとします。登録運転者用ICカードを第三者に使用させたり、複製したりしないものとします。</p> <p>4. 理由の如何を問わずにかかわらず、会員がその会員資格を失ったとき、または登録運転者の登録が取り消されたとき、または本サービスの提供が中止または終了したときは、当社は、第1項および第2項に定める登録運転者用ICカードの利用に必要な登録情報を消去するものとします。会員は、第1項に定める登録運転者用ICカードの貸与を受けている場合には、当社からの指示に従い、これを裁断の上廃棄するものとします。ただし、当社が会員に対し当該登録運転者用ICカードの返還を求めたときは、会員はこれに従い直ちに貸与を受けた登録運転者用ICカードを返還するものとします。</p> <p>5. 登録運転者用ICカード（第2項に基づき登録を受けた他のICカード・携帯端末等を含む。）の紛失、盗難、滅失または破損・性能不良の場合、会員は速やかにその旨を当社へ届け出るものとします。会員が当該届出を怠りまたは遅延したことにより生じた損害（他人による不正使用によるものを含む。）は、会員の負担となります。</p> <p>6. 会員は当社に登録運転者用ICカードの再交付もしくは再登録に要する費用相当額として、を請求する場合は、料金表に定める金額登録手数料を当社に対して支払うものとします。</p>
第9条	(決済・利用料金等)	<p>1. 会員は、本サービスの利用に伴う利用料金その他当社に対する債務を、個人会員については、当社に届け出た本人名義のクレジットカード決済によるものとし、法人会員については、指定口座振替、当該法人代表名義のコーポレートカード・ビジネスカード決済、あるいは当社指定の決済方法によるものとします。</p> <p>2. 本サービスの利用に伴う固定料金、利用料金等の詳細については、別に当社が定める料金表によるものとします。なお、入会金、固定料金、利用料金およびその他費用について変更するときは、変更日の14日前までに、第6条第1項第5号により告知します。会員が当該変更日までに第13条に基づき退会しない場合には、当該変更に同意したものとみなします。</p> <p>3. 当社は、毎月末日をもって当該月に発生した利用料金・固定料金およびその他費用、その他会員が当社に支払うべき債務を締切り、これを集計します。ただし、第12条の定めにより会員契約の解除、登録運転者の登録取消し、あるいは会員または登録運転者に対して本サービスの利用が停止された場合は、直ちに会員の当社に対する全ての債務を集計し、請求できるものとします。</p> <p>4. 当社は、その月の期中にそれまでの利用料金等の与信状況を会員の指定したクレジットカード会社に確認することがあります。この確認の結果クレジットカードの与信枠が不足する場合その他会員の信用状況に問題があるものと判断した場合は、当社は、会員または登録運転者に対してサービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。</p> <p>5. 本規約の定めるところにより本サービスの提供の中断、利用の停止がなされた場合であっても、固定料金の支払いは免除されないものとします。</p> <p>6. 会員と銀行またはクレジットカード会社の間において、利用料金等の支払を巡って紛争が発生した場合は、会員は自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。</p> <p>7. 指定口座振替またはクレジットカード決済を行っている場合において、当社が銀行またはクレジットカード会社に所定額の請求をできなかった際には、会員は当社からの請求に従い、直ちに不足額を当社に支払うものとします。</p>	<p>1. 会員は、本サービスの利用に伴う入会金・固定料金・利用料金およびその他費用を、個人会員については、当社に届け出た本人名義のクレジットカード決済によるものとし、法人会員については、指定口座振替、当該法人代表名義のコーポレートカード・ビジネスカード決済、あるいは当社指定の決済方法請求書による決済、当社指定の集金代行サービスによるものとします。</p> <p>2. 本サービスの利用に伴う入会金・固定料金・利用料金およびその他費用の詳細については、別に当社が定める料金表によるものとします。なお、入会金、固定料金、利用料金およびその他費用について変更するときは、変更日の14日前までに、第6条第1項第5号により告知します。会員が当該変更日までに第13条に基づき退会しない場合には、当該変更に同意したものとみなします。</p> <p>3. 当社は、毎月末日をもって当該月に請求する入会金・固定料金・利用料金およびその他費用を締切り、これを集計します。ただし、第12条の定めにより会員契約の解除、登録運転者の登録取消し、あるいは会員または登録運転者に対して本サービスの利用が停止された場合、および第13条の定めにより退会手続によって会員契約が終了した場合において、請求となるその他費用を確認した場合は、直ちに全ての債務を集計し、登録されていた決済方法により請求できるものとします。</p> <p>4. 当社は、その月の期中に会員の指定したクレジットカードについての有効性確認、およびその月の請求予定額についての与信確認（与信枠の仮押え）を行うことがあります。この確認の結果クレジットカードの与信枠が不足する場合その他会員の信用状況に問題があるものと判断した場合は、当社は、会員または登録運転者に対して本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。</p> <p>5. 本規約の定めるところにより本サービスの提供の中断、利用の停止がなされた場合であっても、固定料金の支払いは免除されないものとします。</p> <p>6. 会員と銀行またはクレジットカード会社の間において、利用料金等の支払を巡って紛争が発生した場合は、会員は自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。</p> <p>7. 指定口座振替またはクレジットカード決済を行っている場合において、当社が銀行またはクレジットカード会社に所定額の請求をできなかった際には、会員は当社からの請求に従い、直ちに不足額を当社に支払うものとします。</p>
第11条	(本サービスの提供の停止・中止・中断)	<p>1. 当社は本サービスの提供が不可能または著しく困難になったと当社において判断した場合は、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとし、会員に対して会員契約を解除できるものとします。</p> <p>2. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合は、会員または登録運転者に事前に通知することなく本サービスを一時的に中断することができるものとします。</p> <p>(1) 本サービスを提供するためのシステム、ソフトウェア等の保守を緊急に行う場合</p> <p>(2) 本サービスを提供するためのシステムに負荷が集中した場合、またはセキュリティ上の問題があると当社が判断した場合</p> <p>(3) 火災、停電、地震その他天災により本サービスの提供ができなくなった場合</p> <p>(4) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスが提供できなくなった場合</p> <p>(5) その他、運用上または技術上当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合</p> <p>3. 前2項の本サービスの提供の中止または一時的な中断により、会員または登録運転者が被った損害について当社は一切責任を負わないものとします。</p>	<p>1. 当社は本サービスの提供が不可能または著しく困難になったと当社において判断した場合は、本サービスの全部または一部の提供を停止中止することができるものとし、会員に対して会員契約を解除できるものとします。</p> <p>2. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合は、会員または登録運転者に事前に通知することなく本サービスを一時的に中断することができるものとします。</p> <p>(1) 本サービスを提供するためのシステム、ソフトウェア等の保守を緊急に行う場合</p> <p>(2) 本サービスを提供するためのシステムに負荷が集中した場合、またはセキュリティ上の問題があると当社が判断した場合</p> <p>(3) 火災、停電、地震その他天災により本サービスの提供ができなくなった場合</p> <p>(4) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスが提供できなくなった場合</p> <p>(5) その他、運用上または技術上当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合</p> <p>3. 前2項の本サービスの提供の停止中止または一時的な中断により、会員または登録運転者が被った損害について当社は一切責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により会員または登録運転者が被った損害についてはこの限りではありません。</p>
第12条	(会員資格等の取消しまたは一時利用停止)	<p>1. 会員または登録運転者が以下に定める事由に該当するときは、当社は会員に対する何らの通知催告を要せず、会員資格を取消し会員契約を解除すること、または登録運転者の登録を取消し、または会員契約を解除することなく会員または登録運転者に対して本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。なお、当該措置は対象の会員または登録運転者に付与されたすべての会員資格・登録運転者資格（対象の会員または登録運転者が法人会員の登録運転者となっている場合の当該登録運転者資格を含み、これに限らないもの）となす）ならびに対象の会員または登録運転者が、法人会員の代表者として登録されている場合の法人会員資格に効力を及ぼすことができるとします。また、これらの場合、当社は同時にシェアカーの貸渡契約を解除（予約の取消を含む。）することができるものとし、シェアカーの貸渡契約を解除された会員は直ちにシェアカーを当社に返還するものとします。</p> <p>(1) 本規約または貸渡約款または利用規則について違反したとき。</p> <p>(2) 入会金、固定料金、利用料金、その他の費用の当社への支払いについて債務の履行を怠ったとき。</p> <p>(3) 当社への虚偽の申請があったとき。</p> <p>(4) 第3条各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(5) 反社会的勢力に自己の名義を使用していたとき。</p> <p>(6) 脅迫的な言動もしくは暴力行為を行ったとき。</p> <p>(7) 自らまたは第三者を利用して、偽計もしくは威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を棄損する行為を行ったとき。</p> <p>(8) 会員の指定したクレジットカード、または銀行の指定口座の利用が停止させられたとき。または第9条第4項により会員の指定したクレジットカードの与信の不足が確認されたとき。</p> <p>(9) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。</p> <p>(10) 自らにつき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始等の申立てが為されたとき。</p> <p>(11) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行の申立または租税滞納処分を受けたとき。</p> <p>(12) 解散（合併による場合を除く。）し、または事実上その営業を休止もしくは停止したとき。</p> <p>(13) 行為能力または権利能力を喪失したとき。</p> <p>(14) 他の会員または登録運転者などに著しい迷惑を及ぼしたとき。</p> <p>(15) 本サービス利用に際し複数回の事故を起こしたとき、または重大な事故を起こしたとき、当社以外のカーシェアリングサービス利用において複数回の事故歴を有しているとき、その他運転技術が未熟であるまたは安全運転に努めない当社が判断したとき。</p> <p>(16) その他、本サービスの利用の継続が不相当であると当社が認めたとき。</p> <p>前項の場合、会員は、当社からの何らの通知催告を要せず、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、直ちに全ての債務を一括して弁済するものとします。</p>	<p>1. 会員または登録運転者が以下に定める事由および利用規則に記載する「会員資格・登録運転者の取り消し基準等」に該当するときは、当社は会員に対する何らの通知催告を要せず、会員資格を取消し会員契約を解除すること、または登録運転者の登録を取消し、または会員契約を解除することなく会員または登録運転者に対して本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。なお、当該措置は対象の会員または登録運転者に付与されたすべての会員資格・登録運転者資格（対象の会員または登録運転者が法人会員の登録運転者となっている場合の当該登録運転者資格を含み、これに限らないもの）となす）ならびに対象の会員または登録運転者が、法人会員の代表者として登録されている場合の法人会員資格に効力を及ぼすことができるとします。また、これらの場合、当社は同時にシェアカーの貸渡契約を解除（予約の取消を含む。）することができるものとし、シェアカーの貸渡契約を解除された会員は直ちにシェアカーを当社に返還するものとします。</p> <p>(1) 本規約または貸渡約款または利用規則について違反したとき。</p> <p>(2) 入会金、固定料金、利用料金、その他の費用の当社への支払いについて債務の履行を怠ったとき。</p> <p>(3) 当社への虚偽の申請があったとき。</p> <p>(4) 第3条各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(5) 反社会的勢力に自己の名義を使用していたとき。</p> <p>(6) 脅迫的な言動もしくは暴力行為を行ったとき。</p> <p>(7) 自らまたは第三者を利用して、偽計もしくは威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を棄損する行為を行ったとき。</p> <p>(8) 会員の指定したクレジットカード、または銀行の指定口座の利用が停止させられたとき。または第9条第4項により会員の指定したクレジットカードの与信の不足が確認されたとき。</p> <p>(9) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。</p> <p>(10) 自らにつき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始等の申立てが為されたとき。</p> <p>(11) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行の申立または租税滞納処分を受けたとき。</p> <p>(12) 解散（合併による場合を除く。）し、または事実上その営業を休止もしくは停止したとき。</p> <p>(13) 行為能力または権利能力を喪失したとき。</p> <p>(14) 他の会員または登録運転者などに著しい迷惑を及ぼしたとき。</p> <p>(15) 本サービス利用に際し複数回の事故を起こしたとき、または重大な事故を起こしたとき、当社以外のカーシェアリングサービス利用において複数回の事故歴を有しているとき、その他運転技術が未熟であるまたは安全運転に努めない当社が判断したとき。修理後も走行上安全性が担保できない当社指定の修理業者が判断する事故を起こしたとき、または当社指定の修理業者が全損と判断する事故を起こしたとき。</p> <p>(16) その他、本サービスの利用の継続が不相当であると当社が認めたとき。</p> <p>前項の場合、会員は、当社からの何らの通知催告を要せず、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、直ちに全ての債務を一括して弁済するものとします。</p> <p>2. 会員または登録運転者が以下に定める事由および利用規則に記載する「会員資格・登録運転者の取り消し基準等」に該当するときは、当社は会員に対する何らの通知催告を要せず、会員契約を解除することなく会員または登録運転者に対して本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。なお、当該措置は対象の会員または登録運転者に付与されたすべての会員資格・登録運転者資格（対象の会員または登録運転者が法人会員の登録運転者となっている場合の当該登録運転者資格を含み、これに限らないもの）となす）ならびに対象の会員または登録運転者が、法人会員の代表者として登録されている場合の法人会員資格に効力を及ぼすことができるものとします。また、これらの場合、当社は同時にシェアカーの貸渡契約を解除（予約の取消を含む。）することができるものとし、シェアカーの貸渡契約を解除された会員は直ちにシェアカーを当社に返還するものとします。</p> <p>(1) 本条第1項に該当するとき。</p> <p>(2) 本規約第6条2項に該当するとき。</p> <p>(3) 本規約第10条3項に該当するとき。</p>
第13条	(退会手続)	<p>1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより、いつでも退会し会員契約を終了することができるものとします。</p> <p>2. 会員は、退会するときは、当社所定の方法により、退会を希望する月の20日（当該日が金融機関の非営業日の場合は、前営業日）までに申し出るものとし、当社はその月の末日をもって退会を受理し、会員契約を終了するものとします。なお、退会希望日が契約期間の途中であっても当該期間の固定料金は返還しないものとし、会員は、退会月末日までの固定料金および退会までに生じた利用料金等の一切の債務を当社に支払うものとします。</p> <p>3. 当社は、会員契約が終了した際には、会員およびその登録運転者の登録運転者IDの登録を削除するものとします。</p>	<p>1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより、いつでも退会し会員契約を終了することができるものとします。</p> <p>2. 会員は、退会するときは、当社所定の方法により、退会を希望する月の20日（当該日が金融機関の非営業日の場合は、前営業日）までに申し出るものとし、当社はその月の末日をもって退会を受理し、会員契約を終了するものとします。なお、退会希望日が契約期間の途中であっても当該期間の固定料金は返還しないものとし、会員は、退会月末日までの固定料金および退会までに生じた利用料金等の一切の債務、および退会後を含み確認されたその他費用等の一切の債務を当社に支払うものとします。</p> <p>3. 当社は、会員契約が終了した際には、会員およびその登録運転者の登録運転者IDの登録を削除するものとします。ただし、第4条第2項に基づき保持する義務のある内容は、これに含まれません。</p>

第17条	(オンラインまたは電子メールアドレスによる意思表示等の特則)	<p>1. 当社は、入会申込、登録運転者の登録・変更、退会、その他一定の手続の全部または一部について、書面の提出に代えて、オンラインまたは当社に届出した電子メールアドレスによる意思表示を行うことを認めることがあります。この場合、当社の定めるところに従い、会員からオンラインまたは当社に届出した電子メールアドレスによる意思表示があった場合には本規約において定める書面の提出があったものとみなすものとします。</p> <p>2. 前項に定めるオンラインによる意思表示に関し、会員のIDおよびパスワードが入力してなされた意思表示について、当社は当該意思表示を会員本人による真正な意思表示とみなすことができるものとし、会員はこれについて異議を述べないものとします。</p>	<p>1. 当社は、入会申込、登録運転者の登録・変更、退会、その他一定の手続の全部または一部について、書面の提出に代えて、会員がオンラインまたは当社に届出した電子メールアドレスによる意思表示を行うことを認めることがあります。この場合、当社の定めるところに従い、会員からオンラインまたは当社に届出した電子メールアドレスによる意思表示があった場合には本規約において定める書面の提出があったものとみなすものとします。</p> <p>2. 前項に定めるオンラインによる意思表示に関し、会員のIDおよびパスワードが入力してなされた意思表示について、当社は当該意思表示を会員本人による真正な意思表示とみなすことができるものとし、会員はこれについて異議を述べないものとします。</p>
第18条	(個人情報)	<p>個人情報の取り扱い、利用目的等については、別途定める「カレコ・カーシェアリングクラブ個人情報の取り扱いについて」にて規定するものとします。</p>	<p>個人情報の取り扱い、利用目的等については、別途定める「三井不動産リアルティグループの個人情報保護指針」、ならびに「カレコ・カーシェアリングクラブ個人情報の取り扱いについて」にて規定するものとします。</p>
第21条	(遅延損害金)	<p>1. 会員は、利用料金その他の債務について支払期日を過ぎててもなお履行しない場合、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年率14.6%の割合で計算される金額を遅延損害金として、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。</p> <p>2. 前項の支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て会員の負担とします。</p>	<p>1. 会員は、利用料金その他の債務について支払期日を過ぎててもなお履行しない場合、支払期日の翌日から支払の日の前日支払完了の日までの日数に、年率14.6%の割合で計算される金額を遅延損害金として、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。</p> <p>2. 前項の支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て会員の負担とします。</p>
第22条	(提携事業者会員特則)	<p>別表1に記載する提携事業者（以下「提携事業者」という。）が提供するサービスを契約し、提携事業者が提供するプラットフォームから本規約を承認の上、本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認したお客様（以下「提携事業者会員」という。）については、以下の事項が優先適用されるものとする。</p> <p>1. 第3条入会資格について、提携事業者会員は個人会員のみ申込みることができるものとします。なお、提携事業者会員本人のみを登録運転者として登録し、それ以外は登録できないものとします。</p> <p>2. 第4条入会の承認について、本サービス利用に係る入会希望者は、本規約および貸渡約款ならびに利用規則を承認の上、提携事業者に会員契約の申込を行うものとし、提携事業者は当社に代わり所定の審査を行い、当社の承認をもって本サービスへの入会が完了します。また、第4条第2項、第5条第2項および第10条第1項に規定される事項を提携事業者に届け出るものとし、この届出を受けて提携事業者は当社にその都度通知するものとします。</p> <p>3. 第4条第1項について、当社は会員IDを付与せず、提携事業者会員は提携事業者の提供するプラットフォームサービスを通じて利用するものとします。また、提携事業者会員は当社の提供するプラットフォーム等は利用できないものとします。</p> <p>4. 当社は第12条会員資格等の取消しまたは一時利用停止に規定する項目に該当する場合、および提携事業者の提供するサービスの全部又は一部の機能の利用を停止している場合、当社は会員に対する何らの通知催告を要せず、会員資格を取消し会員契約を解除すること、または会員契約を解除することなく会員に対して本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。なお、これらの場合、当社は同時にシェアカーの貸渡契約を解除（予約の取消を含む。）することができるものとし、シェアカーの貸渡契約を解除された提携事業者会員は直ちにシェアカーを当社に返還するものとします。</p> <p>5. 第7条第1項について、当社は提携事業者会員には請求の如何に関わらず、シェアカーの貸渡時に登録運転者の本人確認および開錠に利用できるFELICA対応の登録運転者用ICカードを貸与しないものとします。その場合、提携事業者会員は、第7条第2項に定める登録運転者が所持するFELICA対応のICカード・携帯端末等を、第7条第1項に定める登録運転者用ICカードとして利用することができます。</p> <p>6. 第9条決済・利用料金等について、提携事業者会員は本サービスの利用に伴う利用料金その他当社に対する債務について、当社が提携事業者へ譲渡することに異議を留めることなくこれを承諾するものとします。また、提携事業者会員は、本規約に基づき提携事業者が行う請求について、異議を留めることなく提携事業者へ支払うものとします。</p> <p>7. 当社は、前項に基づく請求および会員が提携事業者に行った申告、要望その他の問合せの対応のため、会員の利用実績および申告内容等を提携事業者と共有することがあります。</p> <p>8. 第17条第1項に定めるオンラインによる意思表示に関し、提携事業者会員については提携事業者の提供するプラットフォームから提携事業者が発行したID及びパスワードを入力してなされた意思表示について、当社は当該意思表示を会員本人による真正な意思表示とみなすことができるものとし、会員はこれについて異議を述べないものとします。</p> <p>9. 提携事業者会員の個人情報の取り扱い、利用目的等については、別途定める「カレコ・カーシェアリングクラブ個人情報の取り扱いについて」にて規定するものとします。</p> <p>10. 第13条退会手続きについて、提携事業者会員は提携事業者への申請のみを当社所定の手続きとするものとします。また、提携事業者会員が提携事業者の提供するサービスを退会する場合、当社との会員契約も終了となるものとします。</p> <p>11. 提携事業者会員はスマートフォン用アプリなどの画面提示による各種優待サービス、その他当社が提供する割引サービス等を受けることができないものとします。</p> <p>12. 本規約と提携事業者が別途定める利用規約に相違がある場合、本規約を優先適用します。</p>	<p>別表1に記載する提携事業者（以下「提携事業者」という。）が提供するサービスを契約し、提携事業者が提供するプラットフォームから本規約を承認の上、本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認したお客様（以下「提携事業者会員」という。）については、以下の事項が優先適用されるものとする。</p> <p>1. 第3条入会資格入会・サービス利用資格について、提携事業者会員は個人会員のみ申込みることができるものとします。なお、提携事業者会員本人のみを登録運転者として登録し、それ以外は登録できないものとします。</p> <p>2. 第4条入会の承認について、本サービス利用に係る入会希望者は、本規約および貸渡約款、別途定める「三井不動産リアルティグループの個人情報保護指針」および「カレコ・カーシェアリングクラブ個人情報の取り扱いについて」ならびに利用規則を承認の上、提携事業者に会員契約の申込を行うものとし、提携事業者は当社に代わり所定の審査を行い、当社の承認をもって本サービスへの入会が完了します。また、第4条第2項、第5条第2項および第10条第1項に規定される事項を提携事業者に届け出るものとし、この届出を受けて提携事業者は当社にその都度通知するものとします。</p> <p>3. 第4条第1項について、当社は会員IDを付与せず、提携事業者会員は提携事業者の提供するプラットフォームサービスを通じて利用するものとします。また、提携事業者会員は当社の提供するプラットフォーム等は利用できないものとします。</p> <p>4. 当社は第12条会員資格等の取消しまたは一時利用停止に規定する項目に該当する場合、および提携事業者の提供するサービスの全部又または一部の機能の利用を停止している場合、当社は提携事業者会員に対する何らの通知催告を要せず、会員資格を取消し会員契約を解除すること、または会員契約を解除することなく提携事業者会員に対して本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとし、また、これらの場合、当社は同時にシェアカーの貸渡契約を解除（予約の取消を含む。）することができるものとし、シェアカーの貸渡契約を解除された提携事業者会員は直ちにシェアカーを当社に返還するものとします。</p> <p>5. 第7条第1項について、当社は提携事業者会員には請求の如何に関わらずかかわらず、シェアカーの貸渡時に登録運転者の本人確認および開錠に利用できるFELICA対応の登録運転者用ICカードを貸与しないものとします。その場合、提携事業者会員は、第7条第2項に定める登録運転者が所持するFELICA対応のICカード・携帯端末等を、第7条第1項に定める登録運転者用ICカードとして利用することができます。その場合、登録運転者所有のICカード・携帯端末等の情報を当社所定のシステムに登録する必要があります。提供事業者会員もしくは登録運転者は当社から指定された方法に従い当該情報の登録を行うものとします。</p> <p>6. 第9条決済・利用料金等について、提携事業者会員は本サービスの利用に伴う利用料金その他当社に対する債務について、当社が提携事業者へ譲渡することに異議を留めることなくこれを承諾するものとします。また、提携事業者会員は、本規約に基づき提携事業者が行う請求について、異議を留めることなく提携事業者へ支払うものとします。</p> <p>7. 当社は、前項に基づく請求および提携事業者会員が提携事業者に行った申告、要望その他の問合せの対応のため、提携事業者会員の利用実績および申告内容等を提携事業者と共有することがあります。</p> <p>8. 第17条第1項に定めるオンラインによる意思表示に関し、提携事業者会員については提携事業者の提供するプラットフォームから提携事業者が発行したID及びパスワードを入力してなされた意思表示について、当社は当該意思表示を提携事業者会員本人による真正な意思表示とみなすことができるものとし、提携事業者会員はこれについて異議を述べないものとします。</p> <p>9. 提携事業者会員の個人情報の取り扱い、利用目的等については、別途定める「三井不動産リアルティグループの個人情報保護指針」、ならびに「カレコ・カーシェアリングクラブ個人情報の取り扱いについて」にて規定するものとします。</p> <p>10. 第13条退会手続きについて、提携事業者会員は提携事業者への申請のみを当社所定の手続きとするものとします。また、提携事業者会員が提携事業者の提供するサービスを退会する場合、当社との会員契約も終了となるものとします。</p> <p>11. 提携事業者会員はスマートフォン用アプリなどの画面提示による各種優待サービス、その他当社が提供する割引サービス等を受けることができないものとします。</p> <p>12. 本規約と提携事業者が別途定める利用規約に相違がある場合、本規約を優先適用します。</p>
第23条	(準拠法等)	<p>本規約の準拠法は日本法とします。 本規約と英文訳の用語又は文章につき齟齬がある場合、本規約を正式のものとし、これを優先適用します。</p>	<p>本規約の準拠法は日本法とします。 本規約と英文訳の用語又または文章につき齟齬がある場合、本規約を正式のものとし、これを優先適用します。</p>
第25条	(管轄裁判所)	<p>本規約に関する一切の訴訟、紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>本規約に関する一切の訴訟、紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

カレコ・カーシェアリングクラブ貸渡約款 新旧対比表

条項	区分	変更前	変更後
第1条	(約款の適用)	<p>1. 三井不動産リアルティ株式会社（以下「当社」という。）は、当社との間でカレコ・カーシェアリングクラブ会員規約（以下「会員規約」という。）を締結した会員（以下「会員」という。）に対し、会員規約および本約款ならびに第36条の利用規則（以下「利用規則」という。）の定めるところにより、当社所定の保管場所（以下「ステーション」という。）に保管されている車両（以下「シェアカー」という。）を会員に貸渡し、会員がこれを借り受けるサービス（以下「本サービス」という。）を提供するものとします。なお、会員規約、本約款および利用規則のいずれにも定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。</p> <p>2. 当社は、会員規約および本約款ならびに利用規則の趣旨、法令および一般の慣習に反しない範囲で、特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が本約款および利用規則に優先するものとします。</p> <p>3. 本約款は会員および会員規約第5条の登録運転者（以下「登録運転者」という。）に適用されるものとし、本約款中、登録運転者が遵守すべきものとして定められている義務については、会員が会員の責任において登録運転者をして当該義務を遵守せしめるものとします。</p>	<p>1. 三井不動産リアルティ株式会社（以下「当社」という。）は、当社との間でカレコ・カーシェアリングクラブ会員規約（以下「会員規約」という。）を締結した会員（以下「会員」という。）に対し、会員規約および本約款ならびに第36条の利用規則（以下「利用規則」という。）の定めるところにより、当社所定の保管場所（以下「ステーション」という。）に保管されている車両（以下「シェアカー」という。）を会員に貸渡し、会員がこれを借り受けるサービス（以下「本サービス」という。）を提供するものとします。なお、会員規約、本約款および利用規則のいずれにも定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。</p> <p>2. 当社は、会員規約および本約款ならびに利用規則の趣旨、法令および一般の慣習に反しない範囲で、特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が本約款および利用規則に優先するものとします。</p> <p>3. 本約款は会員および会員規約第5条の登録運転者（以下「登録運転者」という。）に適用されるものとし、本約款中、登録運転者が遵守すべきものとして定められている義務については、会員が会員の責任において登録運転者をして当該義務を遵守せしめるものとします。</p>
第2条	(予約の申込)	<p>1. 会員および登録運転者は、シェアカーを借り受けるにあたって、別に定める料金表に同意のうえ、当社所定の方法により、あらかじめ借受ステーション、借受シェアカー、借受開始日時、借受終了日時、その他の借受条件（以下「借受条件」という。）を明示して予約の申込を行うものとします。</p> <p>2. シェアカーの借受開始日時および終了日時は、ステーションの営業日、営業時間内とします。</p> <p>3. 当社は、会員または登録運転者から予約の申し込みがあった場合は、他の予約状況等を勘案し、シェアカーの利用が可能な範囲で予約に応じるものとします。</p> <p>4. 当社は、会員および運転登録者の希望する借受条件による予約を保証するものではなく、天災、シェアカーの事故・盗難・故障、予約システムの故障・通信障害、他の会員または登録運転者の予約との重複、他の会員または登録運転者によるシェアカーの返還遅延、その他の事由により予約を申し込みできなかった場合または予約が承認されなかった場合でも、これによる会員または登録運転者に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。</p> <p>5. 会員および登録運転者は、以下の場合は、予約の申し込みをすることはできず、当社は予約を承認しません。また、既に予約がされている場合であっても、以下の事由が判明した場合は、当社は予約を取消することができるものとします。</p> <p>(1) 会員のクレジットカードと信枠が不足している場合</p> <p>(2) 会員が当社に対して負担する利用料金等の債務の支払いが遅延している場合</p> <p>(3) 会員規約第12条に定める会員資格または運転登録者の登録の取消し、または本サービスの利用停止の事由に該当する場合</p>	<p>1. 会員および登録運転者は、シェアカーを借り受けるにあたって、別に定める料金表に同意のうえ、当社所定の方法当社のホームページ（<a href="https://www.careco.jp/">https://www.careco.jp/</a> 以下「ホームページ」という。）に定める方法により、あらかじめ借受ステーション、借受シェアカー、借受開始日時、借受終了日時、その他の借受条件（以下「借受条件」という。）を明示して予約の申込を行うものとします。</p> <p>2. シェアカーの借受開始日時および終了日時は、ステーションの営業日、営業時間内とします。</p> <p>3. 当社は、会員または登録運転者から予約の申し込みがあった場合は、他の予約状況等を勘案し、シェアカーの利用が可能な範囲で予約に応じるものとします。</p> <p>4. 当社は、会員および運転登録者の希望する借受条件による予約を保証するものではなく、天災、シェアカーの事故・盗難・故障、予約システムの故障・通信障害、他の会員または登録運転者の予約との重複、他の会員または登録運転者によるシェアカーの返還遅延、その他の事由により予約を申し込みできなかった場合または予約が承認されなかった場合でも、これによる会員または登録運転者に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。</p> <p>5. 会員および登録運転者は、以下の会員規約第12条に定める会員資格または運転登録者の登録の取消し、または本サービスの利用停止の事由に該当する場合は、予約の申し込みをすることはできず、当社は予約を承認しません。また、既に予約がされている場合であっても、以下の当該事由が判明した場合は、当社は予約を取消することができるものとします。</p> <p>(一) 会員のクレジットカードと信枠が不足している場合</p> <p>(二) 会員が当社に対して負担する利用料金等の債務の支払いが遅延している場合</p> <p>(三) 会員規約第12条に定める会員資格または運転登録者の登録の取消し、または本サービスの利用停止の事由に該当する場合</p>
第3条	(予約の変更)	<p>1. 会員または登録運転者は、予約時の借受条件を変更するときは、当社所定の期間内に、所定の方法により申し込み、当社の承諾があった場合に限り、借受条件が変更されるものとします。なお、予約の変更についても前条第3項および第4項の規定を準用します。</p> <p>2. 前項の変更に関し、当社所定の期間を過ぎている場合には、借受開始日時の変更はできないものとし、会員または登録運転者はこれを承認します。</p>	<p>1. 会員または登録運転者は、予約時の借受条件を変更するときは、当社所定の期間内借受開始日時までに、所定の方法ホームページに定める方法により申し込み、当社の承諾があった場合に限り、借受条件が変更されるものとします。なお、予約の変更についても前条第3項および第4項の規定を準用します。</p> <p>2. 前項の変更に関し、当社所定の期間借受開始日時を過ぎている場合には、借受開始日時の変更はできないものとし、会員または登録運転者はこれを承認します。</p>
第4条	(予約の取消し等)	<p>1. 会員または登録運転者は、当社所定の期間内に、所定の方法により、予約を取消することができるものとします。</p> <p>2. 前項の予約の取消しに関し、当社所定の期間を過ぎている場合には、会員は別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとします。</p> <p>3. 会員または登録運転者が、第1項の予約の取消しまたは変更を行わなかった場合は、シェアカーを利用しなかったとしても、会員は、予約された借受条件に従い利用料金を支払うものとします。</p> <p>4. 当社は、天災、シェアカーの事故・盗難・故障、他の会員または登録運転者によるシェアカーの返還遅延、予約システムの故障・通信障害等により、シェアカーの貸渡しができなくなった場合、またはシェアカーの貸渡しが不適当と当社が判断した場合は、予約を取消することができるものとします。この場合、会員または登録運転者は、予約が取消されたことについて、当社に故意または過失がある場合を除き、当社に対して損害賠償その他の請求をしないものとします。</p>	<p>1. 会員または登録運転者は、当社所定の期間内借受開始日時までに、所定の方法ホームページに定める方法により、予約を取消することができるものとします。</p> <p>2. 前項の予約の取消しに関し、当社所定の期間借受開始日時を過ぎている場合には、第6条記載の貸渡契約の成否にかかわらず、会員は別に定めるところにより予約取消手数料料金表に定めるキャンセル料金を当社に支払うものとします。</p> <p>3. 会員または登録運転者が、第1項の予約の取消しまたは変更を行わなかった場合は、シェアカーを利用しなかったとしても、会員は、予約された借受条件に従い利用料金を支払うものとします。</p> <p>4. 当社は、天災、シェアカーの事故・盗難・故障、他の会員または登録運転者によるシェアカーの返還遅延、予約システムの故障・通信障害等により、シェアカーの貸渡しができなくなった場合、またはシェアカーの貸渡しが不適当と当社が判断した場合は、予約を取消することができるものとします。この場合、会員または登録運転者は、予約が取消されたことについて、当社に故意または過失がある場合を除き、当社に対して損害賠償その他の請求をしないものとします。</p>
第5条	(保証事項)	<p>1. 会員は自己および登録運転者について、シェアカーの借り受けに際して以下の事項を、当社に保証するものとします。</p> <p>(1) シェアカーの運転に必要な資格の運転免許を有していること、および運転免許証について会員規約に従い変更、更新等の通知がなされていること。</p> <p>(2) 予約した登録運転者および当社が認めた登録運転者以外の者に運転させないこと。</p> <p>(3) シェアカーの利用時に酒気を帯びてないこと。</p> <p>(4) 麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと。</p> <p>(5) 運転に支障のある薬を服用していないこと、医師から運転を控えるよう指示されていないこと、その他運転するにあたっての健康上の支障がないこと。</p> <p>(6) シェアカーの利用時に6才未満の幼児を幼児用補助装置なしで同乗させないこと。</p> <p>(7) 交通法規を遵守してシェアカーを運転すること。</p> <p>(8) 会員規約第12条に定める会員資格等の取消し、本サービスの利用停止の事由に該当しないこと。</p> <p>2. 当社は、会員または登録運転者が前項各号に反することが判明した場合には、予約の拒絶または予約の取消し、貸渡契約の締結を拒絶または貸渡契約の解除をすることができるものとします。</p>	<p>1. 会員は自己および登録運転者については、シェアカーの借り受けに際して以下の事項を、当社に保証するものとします。</p> <p>(1) シェアカーの運転に必要な資格の運転免許を有していること、および運転免許証について会員規約に従い変更、更新等の通知がなされていること。</p> <p>(2) 予約した登録運転者および当社が認めた登録運転者以外の者ホームページに定めた運転者交代の申請方法に基づき申請して受理されたもの以外に運転させないこと。</p> <p>(3) シェアカーの利用時に酒気を帯びてないこと。</p> <p>(4) 麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと。</p> <p>(5) 運転に支障のある薬を服用していないこと、医師から運転を控えるよう指示されていないこと、その他運転するにあたっての健康上の支障がないこと。</p> <p>(6) シェアカーの利用時に6才未満の幼児を幼児用補助装置なしで同乗させないこと。</p> <p>(7) 交通法規を遵守してシェアカーを運転すること。</p> <p>(8) 会員規約第12条に定める会員資格等の取消し、本サービスの利用停止の事由に該当しないこと。</p> <p>2. 当社は、会員または登録運転者が前項各号に反することが判明した場合には、予約の拒絶または予約の取消し、貸渡契約の締結を拒絶または貸渡契約の解除をすることができるものとします。</p>
第6条	(貸渡契約の成立)	<p>シェアカーの貸渡契約は、第2条の予約に基づき、ステーションにおいて、当社所定の方法により、利用開始手続きを行うことにより成立するものとします。</p>	<p>シェアカーの貸渡契約は、第2条の予約に基づき、ステーションにおいて、当社所定の方法ホームページに定める方法により、利用開始手続きを行うことにより成立するものとします。</p>
第7条	(利用料金)	<p>1. 貸渡契約が成立した場合、会員は当社に対して次項に定める利用料金を支払うものとします。</p> <p>2. 利用料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額または計算根拠を料金表に明示します。</p> <p>(1) 時間料金</p> <p>(2) バック料金</p> <p>(3) 距離料金</p> <p>(4) 定額（サブスクリプション）料金</p> <p>3. 当社が受領する利用料金は、シェアカー貸渡時において、地方運輸局長および沖縄総合事務局長に届出て実施している料金表によるものとします。</p> <p>4. 算出された課金単位未満の時間は切り上げます。</p>	<p>1. 貸渡契約が成立した場合、会員は当社に対して次項に定める利用料金を支払うものとします。</p> <p>2. 利用料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額または計算根拠を料金表に明示します。</p> <p>(1) 時間料金</p> <p>(2) バック料金</p> <p>(3) 距離料金</p> <p>(4) 定額（サブスクリプション）料金</p> <p>3. 当社が受領する利用料金は、シェアカー貸渡時において、地方運輸局長および沖縄総合事務局長に届出て実施している料金表によるものとします。</p> <p>4. 算出された課金単位未満の時間は切り上げます。</p> <p>5. 会員が貸渡期間中にシェアカーにて有料道路、時間貸し駐車場等を利用したときは、会員はその利用料金等を自らの責任において負担するものとします。</p>
第9条	(借受条件の変更)	<p>会員または登録運転者は、利用開始後に借受条件を変更しようとするときは、借受期間内に、所定の方法により、当社の承諾を受けなければならないものとします。なお、借受条件の変更についても第2条第3項および第4項の規定を準用します。</p>	<p>会員または登録運転者は、利用開始後に借受条件を変更しようとするときは、借受期間内に、所定のホームページに定める方法により、当社の承諾を受けなければならないものとします。なお、借受条件の変更についても第2条第3項および第4項の規定を準用します。</p>
第12条	(日常点検整備等)	<p>1. 会員または登録運転者は、借り受けたシェアカーについて、毎日利用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検整備を実施するとともに、傷・凹み等がないことを確認するものとします。</p> <p>2. 会員または登録運転者は前項の点検・確認により、異常または傷、凹み等を発見した場合は、速やかに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。なお、当該異常等により、シェアカーの貸渡しができなくなった場合において、他のシェアカーの案内ができないとき、または当社が案内した他のシェアカーの借り受けを会員または登録運転者が承認しないときは、貸渡契約は解除となります。なお、これにより会員または登録運転者に生ずる損害について、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>3. 法令で定められた装備品（チャイルドシート、ジュニアシート、初心者運転標識、高齢者運転標識など）は、会員または登録運転者がその費用と責任において確保した上で適正に装着するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>4. 前項にかかわらず、当社は、チャイルドシート、ジュニアシート等の装備品をシェアカーに備え置き、または提供し、会員または登録運転者の用に供することがあります。この場合、会員または登録運転者は、当該装備品を使用する場合には、自己の責任により瑕疵の有無等について点検の上自己の責任によりこれを使用するものとし、当社は、当該装備品の一切の瑕疵について責任を負わないものとします。</p>	<p>1. 会員または登録運転者は、借り受けたシェアカーについて、毎日利用する前に借り受ける都度、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検整備を実施するとともに、傷・凹み等がないことを確認するものとします。</p> <p>2. 会員または登録運転者は前項の点検・確認により、異常または傷、凹み等を発見した場合は、速やかに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。なお、当該異常等により、シェアカーの貸渡しができなくなった場合において、他のシェアカーの案内ができないとき、または当社が案内した他のシェアカーの借り受けを会員または登録運転者が承認しないときは、貸渡契約は解除となります。なお、これにより会員または登録運転者に生ずる損害について、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>3. 法令で定められた装備品（チャイルドシート、ジュニアシート、初心者運転標識、高齢者運転標識など。以下「装備品」という。）は、会員または登録運転者がその費用と責任において確保した上で適正に装着・使用するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>4. 前項にかかわらず、当社は、チャイルドシート、ジュニアシート等の装備品をシェアカーに備え置き、または提供し、会員または登録運転者の用に供することがあります。この場合、会員または登録運転者は、当該装備品を使用する場合には、自己の責任により瑕疵の有無等について点検の上、自己の責任によりこれを適切に装着・使用するものとし、当社は、当該装備品の装着・使用方法により生じる一切の損害瑕疵について責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により生じた装備品の瑕疵による損害についてはこの限りではありません。</p>

第13条	(禁止行為)	<p>会員または登録運転者は、シェアカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社の承認および道路運送法に基づく許可等を受けることなく、シェアカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に利用すること。</li> <li>(2) シェアカーを車両としての利用目的以外に使用し、または当社が認めた登録運転者以外の者に運転させること。</li> <li>(3) シェアカーを転貸し、または担保の用に供する等の行為をすること。</li> <li>(4) シェアカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造、あるいはシェアカーを改造もしくは改装をする等、その原状を変更すること。</li> <li>(5) シェアカーに搭載されている車両情報システムの機器に変造を加えること、または不正・不要な操作を行うこと。</li> <li>(6) 当社の承認を受けることなく、シェアカーを各種テストもしくは競技に利用し、または他車の牽引もしくは後押しに利用すること。</li> <li>(7) 法令または公序良俗に違反してシェアカーを利用すること。</li> <li>(8) 当社の承諾を受けることなく、シェアカーについて損害保険に加入すること。</li> <li>(9) シェアカーを日本国外に持ち出すこと。</li> <li>(10) シェアカー内で喫煙すること、ペットを同乗させること。</li> <li>(11) シェアカーに灯油を持ち込むこと。</li> <li>(12) その他シェアカー内で異臭を発生させること、汚損することなどにより他の会員および登録運転者に迷惑を及ぼす行為をすること。</li> </ol>	<p>会員または登録運転者は、シェアカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社の承認および道路運送法に基づく許可等を受けることなく、シェアカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に利用すること。</li> <li>(2) シェアカーを車両としての利用目的以外に使用し、または当社が認めた登録運転者以外の者に運転させることとする。</li> <li>(3) 予約した登録運転者、ホームページに定めた運転者交代の申請方法に基づき申請して受理されたもの以外に運転させること。</li> <li>(34) シェアカーを転貸し、または担保の用に供する等の行為をすること。</li> <li>(45) シェアカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造、あるいはシェアカーを改造もしくは改装をする等、その原状を変更すること。</li> <li>(56) シェアカーに搭載されている車両情報システムの機器に変造を加えること、または不正・不要な操作を行うこと。</li> <li>(67) 当社の承認を受けることなく、シェアカーを各種テストもしくは競技に利用し、または他車の牽引もしくは後押しに利用すること。</li> <li>(78) 法令または公序良俗に違反してシェアカーを利用すること。</li> <li>(89) 当社の承諾を受けることなく、シェアカーについて損害保険に加入すること。</li> <li>(910) シェアカーを日本国外に持ち出すこと。</li> <li>(t011) シェアカー内で喫煙すること、ペットを同乗させること。</li> <li>(t112) シェアカーに灯油、およびガソリン等の危険物、ならびに放射性物質および感染症の検体等当社または他の会員に危害若しくは健康被害を及ぼすおそれのある物品を持ち込むこと。</li> <li>(t213) その他シェアカー内で異臭を発生させること、汚損することなどにより他の会員および登録運転者に迷惑を及ぼす行為をすること。</li> </ol>
第15条	(違法駐車および速度違反の場合の措置)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員または登録運転者が、利用中のシェアカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）に出頭して、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金および違法駐車に伴うレッカー移動、保管等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という。）ものとします。また、シェアカーの返還が借受期間を超えた場合は、会員は当該超過部分について利用料金および第2022条の超過違約金を支払うものとします。</li> <li>2. 当社は、警察からシェアカーの違法駐車連絡を受けたときは、会員または登録運転者に連絡し、すみやかにシェアカーを移動させ、シェアカーの借受期間満了時または当社の指示するときまでに管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとします。なお、会員または登録運転者がこれらの指示に従わない場合、またはシェアカーが警察により移動された場合には、当社は何らの通知催告をすることなく貸渡契約を解約し、シェアカーを引き取ることができるものとします。</li> <li>3. 当社は、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書および納付書・領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで会員または登録運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は会員または登録運転者に対し、違法駐車をした事実、および警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という。）に自署するよう求め、会員または登録運転者はこれに従うものとします。</li> <li>4. 当社が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合、あるいは会員または登録運転者の探索およびシェアカーの移動、保管、引き取りに要した費用等を負担した場合、または当社が都道府県公安委員会より車両の制限（運転禁止）（以下「車両制限」という。）を受けた場合には、当社は会員に対して以下に掲げる金額を請求し、会員は、当社の指定する期日までにこれを支払うものとします。なお、車両制限における当社が被る損失相当額の支払いは、放置違反金命令および車両制限の前歴の回数にかかわらず、当該車両制限の直接の契機となった当該車両制限を受ける直前の違法駐車行為を行った会員のみに行うものとします。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 放置違反金相当額</li> <li>(2) 当社が別に定める駐車違反違約金</li> <li>(3) 探索に要した費用、および車両の移動、保管、引き取りに要した費用</li> <li>(4) 使用制限（運転禁止）により当社が受ける損失相当額</li> </ol> </li> <li>5. 第1項の規定により会員または運転登録者が駐車違反に係る反則金を納付すべき場合において、会員または登録運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示または第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第4項に定める放置違反金および駐車違反違約金に充てるものとして、当社が別途定める額の駐車違反金を申し受けることができるものとします。</li> <li>6. 会員が、第4項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、会員または運転登録者が、後に当該駐車違反に係る反則金を納付し、または公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを会員に返還するものとします。前項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。</li> <li>7. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書および貸渡簿等の個人情報を含む資料を提出する等により、会員または登録運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書および自認書ならびに貸渡簿等の資料を提出し、事実関係を報告する等の法的措置をとることができるものとし、会員および登録運転者はこれに同意します。</li> <li>8. 会員が、貸渡期間中にカーシェアリング車両を運転してスピード違反（最高速度違反行為）をしたときは、会員は、スピード違反をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自らスピード違反に係る反則金を納付するものとします。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員または登録運転者が、利用中のシェアカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）に出頭して、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金および違法駐車に伴うレッカー移動、保管等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という。）ものとします。また、シェアカーの返還が借受期間を超えた場合は、会員は当該超過部分について利用料金および第2022条の超過違約金を支払うものとします。</li> <li>2. 当社は、警察からシェアカーの違法駐車連絡を受けたときは、会員または登録運転者に連絡し、すみやかにシェアカーを移動させ、シェアカーの借受期間満了時または当社の指示するときまでに管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとします。なお、会員または登録運転者がこれらの指示に従わない場合、またはシェアカーが警察により移動された場合には、当社は何らの通知催告をすることなく貸渡契約を解約し、シェアカーを引き取ることができるものとします。</li> <li>3. 当社は、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書および納付書・領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで会員または登録運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は会員または登録運転者に対し、違法駐車をした事実、および警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という。）に自署するよう求め、会員または登録運転者はこれに従うものとします。</li> <li>4. 当社が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合、あるいは会員または登録運転者の探索およびシェアカーの移動、保管、引き取りに要した費用等を負担した場合、または当社が都道府県公安委員会より車両の制限（運転禁止）（以下「車両制限」という。）を受けた場合には、当社は会員に対して以下に掲げる金額を請求し、会員は、当社の指定する期日までにこれを支払うものとします。なお、車両制限における当社が被る損失相当額の支払いは、放置違反金命令および車両制限の前歴の回数にかかわらず、当該車両制限の直接の契機となった当該車両制限を受ける直前の違法駐車行為を行った会員のみに行うものとします。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 放置違反金相当額</li> <li>(2) 当社が別に定める駐車違反違約金</li> <li>(3) 探索に要した費用、および車両の移動、保管、引き取りに要した費用</li> <li>(4) 使用制限（運転禁止）により当社が受ける損失相当額</li> </ol> </li> <li>5. 第1項の規定により会員または運転登録者が違法駐車駐車違反に係る反則金を納付すべき場合において、会員または登録運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示または第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第4項料金表に定める放置違反金および駐車違反違約金に充てるものとして、当社が別途料金表に定める額の駐車違反金金を申し受けることができるものとします。</li> <li>6. 会員が、第4項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、会員または運転登録者が、後に当該駐車違反に係る反則金を納付し、または公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを会員に返還するものとします。前項に基づき当社が駐車放置違反金および駐車違反違約金申し受けた場合においても、同様とします。</li> <li>7. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書および貸渡簿等の個人情報を含む資料を提出する等により、会員または登録運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書および自認書ならびに貸渡簿等の資料を提出し、事実関係を報告する等の法的措置をとることができるものとし、会員および登録運転者はこれに同意します。</li> <li>8. 会員が、貸渡期間中にカーシェアリング車両を運転してスピード違反（最高速度違反行為）をしたときは、会員は、スピード違反をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自らスピード違反に係る反則金を納付するものとします。</li> <li>9. 登録運転者の違法駐車により、第4項および第5項に基づく債務を会員が負担する場合、会員および当該登録運転者は、当社に対し連帯してその債務を負うものとします。</li> </ol>
第18条	(ドライブレコーダー)	<p>会員は、シェアカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、会員の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本サービスの管理のため、会員の運転状況を当社が認識する必要があると当社が判断した場合。</li> <li>(2) 会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。</li> <li>(3) 法令又は政府機関等により開示が要求された場合。</li> </ol>	<p>会員または登録運転者は、シェアカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、会員の運転状況が記録されること、及びおよび当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本サービスの管理のため、会員の運転状況を当社が認識する必要があると当社が判断した場合。</li> <li>(2) 会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。</li> <li>(3) 法令又は、または政府機関等により開示が要求された場合。</li> <li>(4) 当社が契約している保険会社、または事故の相手方が契約している保険会社より開示が要求された場合</li> <li>(5) 本サービスおよびシェアカーに関する事故・トラブル等の解決のために利用する場合</li> </ol>
第19条	(自動車メーカー等による車両情報の取得)	<p>会員は、シェアカーに自動車メーカー、自動車販売会社および自動車メーカー等の提携事業者（以下「自動車メーカー等」という）のカーナビ等車載機器が搭載されている場合があり、自動車メーカー等が以下のとおり車両情報を取得する場合があることを異議なく承諾します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 車内車両情報 走行時間、走行距離、速度、車両状態、位置情報等</li> <li>(2) 利用目的 緊急時の状況確認、自動車メーカー等の提供する商品開発、安全管理の取組、サービスの向上等、自動車メーカー等所定の利用目的に準じます。</li> <li>(3) 憲条に基づく車両情報の取得者及び責任者 自動車メーカー等</li> <li>(4) 保存期間 自動車メーカー等所定の保存期間に準じます。</li> </ol>	<p>会員または登録運転者は、シェアカーに自動車メーカー、自動車販売会社および自動車メーカー等の提携事業者（以下「自動車メーカー等」という）のカーナビ等車載機器が搭載されている場合があり、自動車メーカー等が以下のとおり車両情報を取得する場合があることを異議なく承諾します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 車内車両情報 走行時間、走行距離、速度、車両状態、位置情報等</li> <li>(2) 利用目的 自動車メーカー等所定の利用目的に準じた緊急時の状況確認、自動車メーカー等の提供する商品開発、安全管理の取組、サービスの向上等、自動車メーカー等所定の利用目的に準じます。</li> <li>(3) 憲条に基づく車両情報の取得者及びおよび責任者 自動車メーカー等</li> <li>(4) 保存期間 自動車メーカー等所定の保存期間に準じます。</li> </ol>
第20条	(返還手続き)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. シェアカーの返還は、定められた返還日時までに、シェアカーを借り受けた車両ステーションにシェアカーを返却した上で、会員または登録運転者自らが所定の方法で施錠を行うことにより完了します。また、返還時に別に定める作業・操作等が必要となるシェアカー（電気自動車等）についてはこれらの作業・操作等を実施するものとします。これらに違反したときは、会員は当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。</li> <li>2. 会員または登録運転者は、シェアカーを当社に返還するとき、通常の利用による摩耗を除き、借り受けた状態で返却するものとし、シェアカーの損傷、備品の紛失等を発見した時は、直ちに当社へ連絡するものとし、シェアカーの損傷、備品の紛失等が会員または登録運転者の責に帰すべき事由による場合、会員は、シェアカーを借り受けた状態とするために要する費用を負担するものとします。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. シェアカーの返還は、定められた返還日時までに、シェアカーを借り受けた車両ステーションにシェアカーを返却した上で、会員または登録運転者自らが所定の方法ホームページに定める方法で施錠を行うことにより完了します。また、返還時に別に定める作業・操作等が必要となるシェアカー（電気自動車等）についてはこれらの作業・操作等を実施するものとします。なお、会員がこれらに違反したときは会員が、登録運転者が違反したときは会員およびまたは当該登録運転者はが連帯して当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。</li> <li>2. 会員または登録運転者は、シェアカーを当社に返還するとき、通常の利用による摩耗を除き、借り受けた状態で返却するものとし、シェアカーの損傷、備品の紛失等を発見した時は、直ちに当社へ連絡するものとし、シェアカーの損傷、備品の紛失等が会員または登録運転者の責に帰すべき事由による場合、会員は、シェアカーを借り受けた状態とするために要する費用を負担するものとします。</li> <li>3 会員または登録運転者は、シェアカーの損傷、備品の紛失等を発見した時は、直ちに当社へ連絡するものとします。シェアカーの損傷、備品の紛失等が会員または登録運転者の責に帰すべき事由による場合、会員または登録運転者は、シェアカーを借り受けた状態とするために要する費用を負担するものとします。なお、借り受けた状態とするための修理金額が車両時価額を上回る場合、または修理後も走行上安全性が担保できないと当社指定の修理業者が判断した場合、当社はシェアカーについてのリース契約を中途解約することがあり、その場合に会員または登録運転者は、中途解約に伴い発生する費用を負担するものとします。</li> </ol>

第21条	(残置物の取扱い)	<p>1. 会員は、シェアカーの返還にあたって、シェアカーの中に会員又は同乗者その他の第三者が残置した物品(以下「残置物」といいます)のないことを自らの責任において確認するものとします。</p> <p>2. 無人のステーションにおいてシェアカーの貸渡し及び返還が行われる本サービスの性質上、当社は、原則として返還されたシェアカーの中に残置物があるか否かの確認及び残置物がある場合の回収をすることはできず、残置物を遺留したことによって会員又は同乗者その他の第三者に生じた損害について、何らの賠償責任も負わないものとします。</p> <p>3. 会員が返還済みのカーシェアリング車両に遺留した残置物の回収作業を当社に委託することを希望したときは、当社は、残置物の性質、当該カーシェアリング車両の利用状況、当社従業員の執務状況その他の事情を踏まえて回収作業を行うことが可能であると判断した場合のみ、会員の委託に応じることがあります。当社が回収作業を受託する場合には、会員は、現に残置物が回収されるか否かに拘らず、回収作業に要する費用として料金表に定める費用を支払うものとします。</p> <p>4. 当社は、シェアカーから残置物を回収したときは、次の各号に従って取り扱います。</p> <p>(1)運転免許証、パスポート、クレジットカード、ETCカード、貨幣、紙幣、印紙、郵便切手、有価証券、金券、携帯電話、カメラ、パソコン、タブレット、宝飾品、時計、鍵類、個人情報等の重要事項が記載された書類、その他財産的価値が高いと想定されるものについては、所有者の氏名や連絡先が判明した場合は客観的状況より所有者が明らかな場合には当該所有者に引取りを催告します。催告に応じない場合、または所有者の情報不明な場合は、所轄の警察署に遺失物として届け出て引き渡します。</p> <p>(2)法律によって所持が禁じられているもの(銃砲、刀剣類、薬物等)やその疑いがあるものについては、直ちに所轄の警察署に届け出て引き渡します。</p> <p>(3)前項第(1)号および第(2)号のいずれにも該当しない遺留品については、発見した日から一定期間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ所轄の警察署に届け出て引き渡します。ただし、届出が受理されない場合には廃棄するものとします。</p> <p>(4)当社は、本項の規定に従って遺留品を廃棄したことによって会員または同乗者その他の第三者に生じた損害について、何らの賠償責任も負わないものとします。</p>	<p>1. 会員および登録運転者は、シェアカーの返還にあたって、シェアカーの中に会員、登録運転者または同乗者その他の第三者が残置した物品(以下「残置物」といいます)のないことを自らの責任において確認するものとします。</p> <p>2. 無人のステーションにおいてシェアカーの貸渡し及びおよび返還が行われる本サービスの性質上、当社は、原則として返還されたシェアカーの中に残置物があるか否かの確認及びおよび残置物がある場合の回収をすることはできず、残置物を遺留したことによって会員、登録運転者または同乗者その他の第三者に生じた損害について、何らの賠償責任も負わないものとします。</p> <p>3. 会員が返還済みのカーシェアリング車両シェアカーに遺留した残置物の回収作業を当社に委託することを希望したときは、当社は、残置物の性質、当該カーシェアリング車両シェアカーの利用状況、当社従業員の執務状況その他の事情を踏まえて回収作業を行うことが可能であると判断した場合のみ、会員の委託に応じることがあります。当社が回収作業を受託する場合には、会員は、現に残置物が回収されるか否かに拘らず、回収作業に要する費用として料金表に定める費用を支払うものとします。</p> <p>4. 当社は、会員からの受託によらず、シェアカーから残置物を回収したときは、次の各号に従って取り扱います。</p> <p>(1)運転免許証、パスポート、クレジットカード、ETCカード、貨幣、紙幣、印紙、郵便切手、有価証券、金券、携帯電話、カメラ、パソコン、タブレット、宝飾品、時計、鍵類、個人情報等の重要事項が記載された書類、その他財産的価値が高いと想定されるものについては、所有者の氏名や連絡先が判明した場合は客観的状況より所有者が明らかな場合には当該所有者に引取りを催告します。催告に応じない場合、または所有者の情報不明な場合は、所轄の警察署に遺失物として届け出て引き渡します。</p> <p>(2)法律によって所持が禁じられているもの(銃砲、刀剣類、薬物等)やその疑いがあるものについては、直ちに所轄の警察署に届け出て引き渡します。</p> <p>(3)前4項第(1)号および第(2)号のいずれにも該当しない遺留品残置物については、原則として発見した日から一定期間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ所轄の警察署に届け出て引き渡します。ただし、届出が受理されない場合には廃棄するものとします。</p> <p>(4)当社は、本項の規定に従って遺留品残置物を廃棄したことによって会員または同乗者その他の第三者に生じた損害について、何らの賠償責任も負わないものとします。</p>
第22条	-(超過違約金)-(超過料金)	<p>1. 会員は、会員または登録運転者が、当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後シェアカーを返還したときは、超過した時間に応じた利用料金、および別に定める違約金を支払うものとします。</p> <p>2. 会員または登録運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にシェアカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責任を負わないものとします。この場合、会員または登録運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。</p>	<p>1. 会員は、会員または登録運転者が、当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後シェアカーを返還したときは、超過した時間に応じた利用料金、および別に定める違約金を支払うものとします。</p> <p>2. 会員または登録運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にシェアカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責任を負わないものとします。この場合、会員または登録運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。</p>
第23条	(所定場所以外への返還)	<p>会員または登録運転者が所定のステーション以外の場所にシェアカーを返還した場合は、会員は当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、シェアカーの回収・移動に要した費用を負担するものとします。</p>	<p>会員または登録運転者が所定のステーション以外の場所にシェアカーを返還した場合は、会員は当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、料金表に定めるシェアカーの回収・移動に要した費用を負担するものとします。なお、所定場所以外への返還が登録運転者によるものである場合、会員および当該登録運転者は連帯して本条の損害賠償責任および費用を負担するものとします。</p>
第24条	(シェアカーが返還されなかった場合の措置)	<p>1. 当社は、会員または登録運転者が、借受期間満了時から12時間経過しても所定の返還場所にシェアカーを返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、または会員または登録運転者が所在不明となる等の理由によりシェアカーが乗り逃げされたと認められるときは、会員または登録運転者に対し刑事告訴を行う等の法的手続をとるものとします。また、これらの場合に、当社は、通信システムの操作によりシェアカーの利用を終了させることができるものとします。</p> <p>2. 当社は、前項に該当することになった場合には、シェアカーの所在を確認するため、会員または登録運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査等の必要な措置をとるものとします。</p> <p>3. 前各項に該当することになった場合、会員は、シェアカーの所在調査、回収ならびに会員または登録運転者の探索に要した費用その他当社に与えた損害について賠償するものとします。</p>	<p>1. 当社は、会員または登録運転者が、借受期間満了時から12時間経過しても所定の返還場所にシェアカーを返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、または会員または登録運転者が所在不明となる等の理由によりシェアカーが乗り逃げされたと認められるときは、会員または登録運転者に対し刑事告訴を行う等の法的手続をとるものとします。また、これらの場合に、当社は、通信システムの操作によりシェアカーの利用を終了させることができるとします。</p> <p>2. 当社は、前項に該当することになった場合には、シェアカーの所在を確認するため、会員または登録運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査等の必要な措置をとるものとします。</p> <p>3. 前各項に該当することになった場合、会員は、シェアカーの所在調査、回収ならびに会員または登録運転者の探索に要した費用その他当社に与えた損害について賠償するものとします。なお、登録運転者が前各項に該当する場合、会員および当該登録運転者は連帯して本項の損害賠償責任を負うものとします。</p>
第28条	(使用不能による貸渡契約の終了)	<p>1. 天災、事故、故障、盗難等によりシェアカーの使用が不能となった場合は、当社にその連絡がなされた時点で貸渡契約は終了するものとし、この場合の利用料金は第3項から第5項のとおりとします。</p> <p>2. 会員または運転登録者は、前項の事由が生じた場合には、その旨を当社に直ちに連絡するものとします。</p> <p>3. 使用不能の事由が会員または登録運転者または当社のいずれの責めにも帰さない場合は、会員は、前項の貸渡契約終了までの利用料金を支払うものとします。</p> <p>4. 使用不能の事由が会員または登録運転者の責めに帰すべき場合は、会員は当社の定めるところに従い、その終了時間までの利用料金を支払うものとします。</p> <p>5. 使用不能の事由がシェアカーの貸渡前に存した瑕疵による場合には、当社は利用料金を請求しないものとします。</p> <p>6. 会員または登録運転者は、シェアカーを使用できなくなったことによる損害が生じた場合であっても、当社に故意または過失がある場合を除き、当社に対し、いかなる請求もできないものとします。</p>	<p>1. 天災、事故、故障、盗難等によりシェアカーの使用が不能となった場合は、当社にその連絡がなされた時点で貸渡契約は終了するものとし、この場合の利用料金は第3項から第5項のとおりとします。</p> <p>2. 会員または運転登録者は、前項の事由が生じた場合には、その旨を当社に直ちに連絡するものとします。</p> <p>3. 使用不能の事由が会員または登録運転者または当社のいずれの責めにも帰さない場合は、会員は、前項第1項の貸渡契約終了までの利用料金を支払うものとします。</p> <p>4. 使用不能の事由が会員または登録運転者の責めに帰すべき場合は、会員は当社の定めるところに従い、その終了時間までの利用料金を支払うものとします。</p> <p>5. 使用不能の事由がシェアカーの貸渡前に存した瑕疵による場合には、当社は利用料金を請求しないものとします。</p> <p>6. 会員または登録運転者は、シェアカーを使用できなくなったことによる損害が生じた場合であっても、当社に故意または過失がある場合を除き、当社に対し、いかなる請求もできないものとします。</p>
第29条	(損害賠償等および営業補償)	<p>1. 会員または登録運転者がシェアカーを利用して第三者または当社に損害を与えた場合には、会員はその損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。</p> <p>2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、会員または登録運転者の責に帰すべき事由による故障、シェアカーの汚損・臭気等により、当社がそのシェアカーを利用できないことによる損害については、その損害の程度や稼働停止期間にかかわらず、料金表に定める営業補償(ノン・オペレーションチャージ)によるものとし、会員は直ちにこれを支払うものとします。</p> <p>3. 第13条第5項の禁止行為が行われた場合、会員は料金表に定める違反金を直ちに支払うものとします。ただし、違反金の支払いをもって当社の損害賠償の請求を妨げるものではないものとします。</p> <p>4. 貸渡契約の履行に際し当社の責に帰すべき事由により会員もしくは登録運転者に損害が生じた場合には、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、当社は通常生ずべき現実の損害についてのみ、当該貸渡契約における利用料金相当額を上限として損害賠償責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害および逸失利益については賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>1. 会員または登録運転者がシェアカーを利用して第三者または当社に損害を与えた場合には、その損害が会員の責めに帰すべき事由による場合は会員が、登録運転者の責めに帰すべき事由による場合は会員および当該登録運転者が連帯してはその損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。</p> <p>2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、会員または登録運転者の責に帰すべき事由による故障、シェアカーの汚損・臭気等により、当社がそのシェアカーを利用できないことによる損害については、その損害の程度や稼働停止期間にかかわらず、料金表に定める営業補償(ノン・オペレーションチャージ)によるものとし、会員は直ちにこれを支払うものとします。</p> <p>3. 会員は、シェアカーの損傷、備品の紛失等が自らの責めに帰すべき事由による場合、シェアカーを借り受けた状態とするために要する費用を負担するものとします。</p> <p>4. 前項において、借り受けた状態とするための修理金額が、車両時価額を上回る場合、または修理後も走行上安全性が担保できないと当社指定の修理業者が判断した場合、当社はシェアカーについてのリース契約を中途解約することがあり、その場合に会員は、中途解約に伴い発生する費用を負担するものとします。</p> <p>5. シェアカーの損傷、備品の紛失等が登録運転者の責めに帰すべき事由による場合、会員および登録運転者は、第3項または前項に定める費用を連帯して負担するものとします。</p> <p>6. 第13条第5項第1項第6号の禁止行為が行われた場合、会員は料金表に定める違反金を直ちに支払うものとします。ただし、違反金の支払いをもって当社の損害賠償の請求を妨げるものではないものとします。</p> <p>7. 4. 貸渡契約の履行に際し当社の責に帰すべき事由により会員もしくは登録運転者に損害が生じた場合には、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、当社は通常生ずべき現実の損害についてのみ、当該貸渡契約における利用料金相当額を上限として損害賠償責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害および逸失利益については賠償責任を負わないものとします。</p>
第30条	(保険その他の制度による補償制度)	<p>1. 会員または登録運転者がシェアカーの運行に関して賠償責任を負うときは、当社がシェアカーについて締結した損害保険契約等により、次の限度内の保険金または補償金が給付されます。ただし、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金または補償金は給付されません。</p> <p>(1) 対人補償：1名につき無制限(自賠責保険を含む)</p> <p>(2) 対物補償：1事故につき無制限(免責0万円)</p> <p>(3) 車両補償：1事故限度額時価額(免責0万円)</p> <p>(4) 人身傷害補償：1名につき6,000万円まで</p> <p>2. 保険金が給付されない損害および前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、会員の負担とします。</p> <p>3. 会員または登録運転者の当社シェアカー利用時における事故歴等によっては前項の保険金・補償金の給付の全部または一部がなされず、利用規則等の定めにより賠償責任の全部または一部を会員の負担とする場合があります。</p> <p>4. 本約款、または利用規則に違反した場合には、第1項に定める保険金または補償金は支払われません。</p> <p>5. 当社が前2項に定める会員の負担すべき損害金を支払ったときは、会員は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。</p>	<p>1. 会員または登録運転者がシェアカーの運行に関して賠償責任を負うときは、当社がシェアカーについて締結した損害保険契約等、およびホームページに定めるシェアカーの損害に対する修理費用等のサポート制度にもとづき、により、次の限度内の保険金または補償金の給付、および修理費用等のサポート制度が適用されます。ただし、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金または補償金は給付されません。</p> <p>【保険制度】</p> <p>(1) 対人補償：1名につき無制限(自賠責保険を含む)</p> <p>(2) 対物補償：1事故につき無制限(免責0万円)</p> <p>(3) 車両補償：1事故につき時価額(免責0万円)</p> <p>(4) 人身傷害補償：1名につき6,000万円まで(無保険車傷害特約1名につき2億円)</p> <p>【シェアカーの損害に対する修理費用等のサポート制度】</p> <p>ホームページに定める「シェアカーの損害に対する修理費用のサポート制度が適用されないケース」に該当する場合を除く事故等に対して適用でき、シェアカーの修理費用等の一部を当社が負担します。ただし、会員または登録運転者の責めに帰すべき事由による事故、故障、盗難、汚損・臭気などにより当社がシェアカーを利用できないことによる損害についてはその損害の程度や稼働停止期間などにかかわらず、営業補償の一部としてホームページに定めるノン・オペレーションチャージを申し受けます。</p> <p>2. 保険金が給付されない損害および前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、会員の負担とします。</p> <p>3. 会員または登録運転者の当社シェアカー利用時における事故歴等によっては前第1項の保険金・補償金の給付の全部または一部がなされず、また、シェアカーの損害に対する修理費等のサポート制度が適用されず、利用規則等の定めにより賠償責任の全部または一部を会員の負担とする場合があります。</p> <p>4. 本約款、または利用規則に違反した場合には、第1項に定める保険金または補償金は支払われません。</p> <p>4. 利用規則に記載する「保険補償が適用されないケース」、および「シェアカーの損害に対する修理費用等のサポート制度が適用されないケース」に該当する場合は、第1項に定める保険金の給付、および修理費用等のサポート制度は適用されません。</p> <p>5. 当社が前2項に定める会員の負担すべき損害金を支払ったときは、会員は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。</p>
第35条	(準拠法等)	<p>本約款の準拠法は日本法とします。</p> <p>本約款と英文訳の用語または文章につき齟齬がある場合、本約款を正式のものとし、これを優先適用します。</p>	<p>本約款の準拠法は日本法とします。</p> <p>本約款と英文訳の用語または文章につき齟齬がある場合、本約款を正式のものとし、これを優先適用します。</p>
第36条	(約款および利用規則)	<p>1. 「利用規則」とは、「料金表」および「ホームページ」に定められた利用上のルールをいいます。</p> <p>2. 当社は、本約款の利用規則を別に定める事ができるものとし、その利用規則は本約款と同等の効力を有するものとします。</p> <p>3. 当社は、予告なく本約款および利用規則を改訂し、または約款の利用規則を別に定めることができるものとします。</p> <p>4. 当社は、本約款の変更または利用規則の制定・変更を行った場合には、当社の発行するパンフレット、料金表およびホームページ等にこれを記載するものとします。</p>	<p>1. 「利用規則」とは、「料金表」、「ホームページ」および「サポート体制と営業補償およびその他費用について」の記載内容をいいます。</p> <p>2. 当社は、本約款の利用規則を別に定める事ができるものとし、その利用規則は本約款と同等の効力を有するものとします。</p> <p>3. 当社は、予告なく本約款および利用規則を改訂し、または約款の利用規則を別に定めることができるものとします。</p> <p>4. 当社は、本約款の変更または利用規則の制定・変更を行った場合には、当社の発行するパンフレット、料金表およびホームページ等にこれを記載するものとします。</p>
第37条	(管轄裁判所)	<p>本約款に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>本約款に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>